

南九州市告示第154号

南九州市子育て世帯応援デジタル商品券給付事業実施要綱を次のように定めた。

令和8年9月11日

南九州市長 塗 木 弘 幸

南九州市子育て世帯応援デジタル商品券給付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、エネルギー価格及び食料品等の物価高騰の影響を強く受けている子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、市内消費の喚起及びキャッシュレス決済の普及による地域経済の活性化を目的として実施する南九州市子育て世帯応援デジタル商品券（以下「デジタル商品券」という。）給付事業について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象児童 令和8年10月1日時点で市の住民基本台帳に登録されている平成20年4月2日から令和8年10月1日までの間に出生した児童をいう。
- (2) デジタル商品券 前条の趣旨を達するために、株式会社鹿児島銀行が提供するキャッシュレスアプリPayどん（以下「Payどん」という。）により、市が発行するスマートフォン読み取り型商品券をいう。
- (3) 特定取引 デジタル商品券が対価の弁済手段として使用される物品（有価証券、前払式証票その他これらに類するものを除く。）の購入若しくは借受け又は役務の提供をいう。

(給付対象者)

第3条 給付の対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 対象児童又はその保護者
- (2) その他市長が特に給付を認めた者

(デジタル商品券の給付)

第4条 市は給付対象者に対してPayどんにおいてデジタル商品券に交換できるシリアルコードを通知し、給付対象者がPayどんにおいてデジタル商品券を取得

する方法で給付する。

2 デジタル商品券の金額は対象児童 1 人につき5,400円とする。

3 デジタル商品券の交換期間は令和 8 年11月 1 日から令和 9 年 1 月31日までとする。

4 市はシリアルコードの再通知は行わない。ただし、デジタル商品券を取得していない場合はこの限りでない。

(デジタル商品券の使用範囲等)

第 5 条 デジタル商品券は、市内のPayどん加盟店との間における特定取引においてのみ使用することができる。

2 デジタル商品券の使用期間は、令和 8 年11月 1 日から令和 9 年 2 月28日までとする。

3 デジタル商品券は、転売、譲渡及び交換を行うことができない。

4 デジタル商品券は、給付を受けた本人に限り使用することができる。

5 デジタル商品券は、次に掲げる物品の購入又は役務の提供を受けるために使用することはできない。

(1) 不動産又は金融商品

(2) たばこ

(3) 商品券又はプリペイドカード等換金性の高いもの

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第 2 条に規定する営業のうち、同条第 4 項を除く役務

(5) 国税、地方税、使用料等の公租公課

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたもの

(不当利得の返還)

第 6 条 市長は、偽りその他不正行為によってデジタル商品券の給付を受けたと認めるときは、その者から当該給付を受けた金額の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第 7 条 この告示に定めるもののほか、デジタル商品券給付事業に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 8 年10月 1 日から施行する。